第十五条の六第一項第八号	第二十条の十第二項第二号及び第四号	第三十四条第一項において準用する法第二十条の十第二項第二号及び第四号
第十五条の六第二項	第二十条の八第一項前段	第三十四条第一項において準用する法第二十条の八第一項前段
第十五条の六第三項	第二十条の八第一項後段	第三十四条第一項において準用する法第二十条の八第一項後段
第十五条の七	第二十条の九	第三十四条第一項において準用する法第二十条の九
第十五条の八	第二十条の十第二項第三号	第三十四条第一項において準用する法第二十条の十第二項第三号
第十五条の九	第二十条の十第二項第四号	第三十四条第一項において準用する法第二十条の十第二項第四号
第十五条の十第二項	第二十条の十四	第三十四条第一項において準用する法第二十条の十四
第十六条第一項及び第二項	第二十一条第一項	第三十四条第一項において準用する法第二十一条第一項
第十六条第四項	第二十一条第二項	第三十四条第一項において準用する法第二十一条第二項
第十七条	第二十二条	第三十四条第一項において準用する法第二十二条
第十七条の二第一項	第二十二条の二第一項	第三十四条第一項において準用する法第二十二条の二第一項
第十七条の七	第二十四条の三第二項	第三十四条第一項において準用する法第二十四条の三第二項

（管理基準）

第五十五条　法第三十四条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一　水槽の掃除を毎年一回以上定期に行うこと。

二～四　（略）

（検査）

第五十六条　法第三十四条の二第二項の規定による検査は、毎年一回以上定期に行うものとする。

2　（略）

（管理基準）

第五十五条　法第三十四条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

一　水槽の掃除を一年以内ごとに一回、定期に、行うこと。

二～四　（略）

（検査）

第五十六条　法第三十四条の二第二項の規定による検査は、一年以内ごとに一回とする。

2　（略）